

国直轄除染の進捗状況概要（平成28年8月31日時点）

平成28年9月30日
環境省

主なトピックス

- 1日あたり最大15,300人規模（8月1日～8月31日）で除染を実施中

1. 面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1	除染の同意取得	実施率（％） 注2,3			
			宅 地	農 地	森 林	道 路
飯舘村	確保済み	99.6%	100	91（85）	98（97）	82（80）
南相馬市	確保済み	95%	96（96） 【100】	38（37）	69（68）	39（39）
浪江町	確保済み	98%	87（78）	51（46）	96（93）	75（74）
富岡町	確保済み	終了	100	99（99）	100	99.9（99.9）

2. 面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注4
田村市	平成25年 6月
楡葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月 注5
双葉町	平成28年 3月

- 注1）仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。
- 注2）実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施中。
- 注3）「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。
- 注4）除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば、除染を実施する予定。
- 注5）平成28年度の除染実施要望を受けた箇所を除く。